

【毎月1日は、ながさき家畜防疫の日】

飼養衛生管理基準遵守重点項目のセルフチェックを行いましょう！！（家さんの判定基準表）

飼養衛生管理基準は多岐に及びますが、以下の7項目を特に重要な内容とし、家畜防疫の日にはセルフチェックを行い、遵守状況の確認と不遵守項目の改善に努めてください。

衛生管理区域への病原体の侵入防止		チェック欄
〔人に関する事項〕		
1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13）	衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。	
2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14）	衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。 更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。 衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。	
〔物品に関する事項〕		
3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15）	衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。 衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。	
衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止		チェック欄
〔人に関する事項〕		
4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20）	家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該家きん舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。	
5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21）	家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、靴が家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う家きん舎間の移動については、この限りでない。 履替えによる病原体の家きん舎への侵入を防ぐため、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、履替えの前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。 家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。	
〔野生動物に関する事項〕		
6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24）	野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。	
7 ねずみ及び害虫の駆除（項目26）	ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。	

【毎月1日は、ながさき家畜防疫の日】

飼養衛生管理基準遵守重点項目のセルフチェック記入表（家さん）

農場名

判定基準表を見ながら、チェックした結果（○、×）を記入し、保管してください。  
家畜保健衛生所や関係団体の農場訪問時に確認・助言を受け、改善に取り組みましょう。

衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

〔物品に関する事項〕

3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

4 家さん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

5 家さん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

〔野生動物に関する事項〕

6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

7 ねずみ及び害虫の駆除（項目26）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

太枠で囲んだ月が報告月です。1日にセルフチェックを行った後、第1週のうちに家保へFAX、メール等で提出願います。

FAX:0957-25-1332 メール:s34510@pref.nagasaki.lg.jp